2025.10

令和8年度
小山町放課後児童クラブ募集案内

「放課後児童クラブ」は、放課後、就労等により家庭に保護者のいない児童に対し、主体的な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ることを目的として設置されています。

クラブを利用できる児童

小山町内の小学校に通い、保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難である児童
※点数制による審査があり、優先順位により利用の決定をします。

要件	状況等
・就労 （外勤・自営業・農業）	平日 13 時～19 時の間のいずれかの時間帯を含み、週３日以上就労 ※求職活動中・内職・育休・長期休職中は対象外
・出産	産前１ヵ月～産後２ヵ月の月末まで
・疾病・障がい	疾病、負傷、精神または身体に障害を有している場合、療養を必要としなくなるまで
・就学	大学や専門学校に在籍または職業訓練等に従事し、平日 13 時～19 時の間のいずれかの時間帯を含み、週３日以上就学 ※通信教育・長期休学中は対象外
・介護・看護	親族等を常時介護または看護している場合、介護等を必要としなくなるまで
・離別・被災等	個別の事由による

申込方法

利用申し込みは年度ごと必要です。

〇利用申込受付期間（令和８年４月から希望する場合）

令和７年 12 月１日（月）から令和７年 12 月 26 日（金）まで

※期間内に提出のない場合や不足書類がある場合は、二次審査となります。
※新１年生も４月１日から利用できます。

〇年度途中からの利用申込（５月以降の利用を希望する場合）

各月　１日～14 日の間のいずれかの日に利用開始・・・前月の 15 日までに申込
各月 15 日～31 日の間のいずれかの日に利用開始・・・当月の　１日までに申込

申込書類

〇配布場所：・各放課後児童クラブ（下校時刻～18：00）
・小山町役場 こども未来課（本庁２階　平日８：30～17：15）
・小山町ホームページ（http://www.fuji-oyama.jp）からダウンロード
※新１年生は就学時健康診断の書類と共に配布

〇受付場所：・各放課後児童クラブ
・小山町役場 こども未来課　※支所、こども園では受付できません。

〇提出書類：①**『小山町放課後児童クラブ利用申込書』**（必須）
②**『家庭状況等申告書』**（①の裏面）（必須）
③**要件確認書類**（２ページ参照）（保護者は必須、それ以外の同居者は任意）
④**『小山町放課後児童クラブ利用料減額申請書』**（対象世帯のみ）

要件確認書類

対象者：保護者

※同居祖父母と 18 歳以上 65 歳未満の祖父母以外の同居者は必須ではありませんが、要件に当てはまる場合は要件確認書類をご提出ください。提出がない場合は減点対象となり、優先順位が下がります。

要　件		提出書類	備　　考
就労	被雇用者（外勤）	・就労証明書（勤務先で証明）	
	自営業 農業	・就労証明書（自書） ・直近の確定申告書の写し	直近の確定申告書の写しがなければ、事業の実施状況のわかるもの（直近の実績表または納品書等）の写し
出産		・母子手帳の写し	母の氏名、出産予定日が記載されたページ
疾病		・診断書	「保育ができない状態であること」および「療養期間」が記載された原本 入院・施設入所の場合は「入院等の期間」がわかるものの写し
障がい		・各種手帳の写し	氏名、等級が記載されたページ
就学		・学生証または合格通知の写し ・時間割等の写し	就学時間がわかるもの
介護・看護		・看護・介護に関する申告書 ・診断書の原本または各種手帳の写し	介護（看護）が必要な方の診断書の原本、または各種手帳等の写し
離別・被災等		個別の事由により、提出の必要がある場合は別途ご連絡します	

※きょうだいで利用申し込みをする場合、要件確認書類は児童１名分で結構です。
※令和８年度のこども園入園にきょうだいが申し込んでおり、就労証明書を提出していただいている方は、その写しでも結構です。写しが手元にない場合はお申し出ください。

利用開始までの流れ

〇４月からの利用

一次審査　　：令和７年 12 月～令和８年１月中旬
決定（不可）通知書送付：令和８年１月下旬
※二次審査分は２月中旬以降随時送付
入所説明会　　：令和８年２月下旬～３月上旬
※平日夜に各クラブで実施
日程等は決定通知書に同封してご案内します。

〇年度途中からの利用

利用審査　　：各月２日・16 日頃
決定（不可）通知書送付：利用開始日の７日～10 日前
入所説明　　：クラブと個別に相談
※利用開始前に、必要書類や持ち物等をクラブへお問い合わせください。

※希望者が定員を超えた場合は、審査結果により待機となる可能性があります。

利用開始前に辞退する場合

申し込み後に利用を辞退される場合は、こども未来課（76-6126）までご連絡ください。

クラブ一覧

クラブ名	活動場所		電話番号
成美（やまびこクラブ）	藤曲 150	小学校内教室	76-1333
明倫（くじらクラブ）	菅沼 630-1	小学校敷地内専用施設	76-0266
足柄（ともだちクラブ）	竹之下 2430	小学校隣接施設 （旧足柄幼稚園舎）	76-1079
北郷（げんきクラブ）みらい・えがお	用沢 604-1	小学校敷地内専用施設	78-1521
須走（おひさまクラブ）	須走 70-18	小学校敷地内専用施設	75-1360

開所時間

平　日	下校時 ～ 18：00	学校休業日の開所時間は７：30～
土曜日	7：30 ～ 18：00	日額利用料が発生します。
平日延長時間	18：00 ～ 19：00	延長料金が発生します。

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、小学校行事終日開催の土曜日、お盆期間数日間、警報発令等による小学校休校日は閉所します。

利用料

月額保育料	通常	10,000 円	※利用がなくても、在籍している場合は満額 ※月の途中で入退所するとき、在籍期間が 15 日未満の場合は半額
	第２子以降＊	8,000 円	
	減額対象世帯 生活保護受給、児童扶養手当受給 就学援助費支給対象者	3,000 円	
延長料金		200 円/15 分	※平日 18 時以降
土曜日	平日利用の場合	700 円/日	
	土曜日のみ利用の場合	1,400 円/日	※月額保育料、長期加算なし
長期加算		5,000 円/年	※春・夏・冬休みいずれかの期間中に１日でも利用する場合

＊「第２子以降」とはクラブを利用する人数です。きょうだい構成ではありません。

利用料の減額

『小山町放課後児童クラブ利用料減額申請書』を提出してください。

〇減額対象者：・生活保護受給世帯
・児童扶養手当受給世帯（全部停止除く）
・就学援助費支給世帯
・きょうだいでクラブを利用する場合の第２子以降

土曜日のみの利用

土曜日のみ利用を希望する場合、日額で利用することができます。
利用申込書の利用希望曜日を「土曜日限定」にしてください。
土曜日限定利用としての入所となり、利用料は平日利用者と異なりますが、月額保育料、長期加算は発生しません。また、平日（学校休業日含む）の利用はできません。

利用中止の届出

年度途中で放課後児童クラブの利用を辞める場合は、前日までに『小山町放課後児童クラブ利用中止届』を各クラブまたはこども未来課へ提出してください。届出がない場合は、クラブを利用していなくても利用料が発生します。

再度、放課後児童クラブを利用したい場合は、改めて利用申込書を提出してください。

※以下の手続き等詳細については、クラブの入所説明会で案内があります。※

利用料の支払い

利用料は運営団体の小山町放課後児童健全育成会へお支払いください。

〇月額利用料、長期加算：毎月 28 日（長期加算は年度当初のみ）に指定口座から引き落とし
※指定金融機関の保護者名義の口座となります。
〇延長料金、土曜利用料：各クラブへ現金納入（翌月に請求）

クラブでの生活

下　　校……放課後児童クラブへ（出欠確認・健康観察）
※１日保育や学校の給食がない日は、お弁当をご用意ください。
⇩
宿題・読書
⇩
あ　そ　び……天気の良い日には校庭でも遊びます。
⇩
お　や　つ……※アレルギー等で配慮が必要な児童は必ずお知らせください。
⇩
あ　そ　び……好きな遊びをしながらお迎えを待ちます。

児童の送迎

原則として、保護者の送迎をお願いしています。

送迎によりクラブの利用に支障が生じる場合に、家族以外の送迎や児童のみでの帰宅を例外として特例申請できます。特例には要件や決まりがあります。保護者からの申請内容を確認の上、問題ないと判断できる場合のみ送迎特例が認められます。

【利用申込に関する問い合わせ】
小山町　こども未来課　TEL：76-6126

【郵送での利用申込】
送付先：〒410-1395　小山町藤曲 57-2
小山町役場こども未来課　放課後児童クラブ担当

【利用料・各クラブの内容に関する問い合わせ】
小山町放課後児童健全育成会　事務局
（小山町役場２F こども未来課隣）TEL：76-6127